
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade / TAX

2026年5月18日

2026年度関税改正について —不当廉売(AD)関税に係る迂回防止制度の創設等—

弁護士 下尾 裕 / 弁護士 高嶋 直子 / 弁護士 澤田 駿

目次

- I. はじめに
- II. 不当廉売(AD)関税に係る迂回防止制度の創設
 - 1. 背景
 - 2. 新設された迂回防止制度の概要
- III. 急増する少額輸入貨物への対応
- IV. その他
- V. 終わりに

I. はじめに

2026年3月31日、「関税定率法等の一部を改正する法律」が成立し、アンチ・ダンピング税(AD関税)に関する迂回防止制度が新たに導入されることとなった。本改正(以下「2026年度関税改正」という。)には、このほか、急増する少額輸入貨物への対応、暫定税率等の適用期限の延長、および、関税の反則調査手続の見直し等が含まれている。

とりわけ、AD関税の迂回を防止するための新制度の導入は、サプライチェーンや輸入実務に影響を及ぼす可能性があり、関連企業にとって重要な改正といえる。本稿では、迂回防止措置の導入を中心に改正内容の概要を紹介する。

II. 不当廉売(AD)関税に係る迂回防止制度の創設

1. 背景

不当廉売関税(AD)関税とは、輸出国が国内向け製品の価格(正常価格)よりも輸出品の価格を不当に安く販売する不当廉売による損害から国内産業を保護するため、輸入国が課す関税のことである。輸出国による不当廉売(ダンピング輸出)があり、当該輸出によって輸入国の国内産業への損害が認められる場合に、ダンピングの価格差を埋めるべく、一

定の範囲内で割増関税を課することができる。原則として、国内生産者からの申請(課税の求め)に対し、政府の担当部署(以下「調査当局」という。)が調査を行い、AD 関税の発動要件が充足されているかを判断する。AD 関税は世界で広く用いられており、日本でも AD 関税の調査・発動件数は近年、増加傾向にある。

AD 関税は、対象国と対象産品を特定して課税される。このため、AD の対象となった国の企業が、第三国を経由する輸出等の「迂回」行為により、形式的に AD 関税の課税を免れる余地があった。こうした迂回行為に対し、G20 の主要国では、AD 関税を延長、補完する制度として迂回防止制度が整備され、これを適用している。制度設計の詳細は様々であるが、一般的には、迂回とされる輸出に対し、通常の AD 関税よりも簡易な調査に基づき、迂回の対象となっている原 AD 関税の対象範囲に含め、迂回輸出にも割増関税を課している。

一方、日本は、これまで他国から AD 関税を課されることが多く(2026 年 4 月現在 82 件¹)、日本が他国産品に AD 関税を課すことは少なかった(同月現在 12 件²)こともあり、迂回制度の拡大には慎重であったとされる。しかし、各国が迂回防止制度を活用し、AD 関税の実効性を確保する中、日本においても AD 関税の実効性確保と、不当廉売製品の流入防止の観点から、迂回防止制度導入の必要性が認められるようになり、鉄鋼、化学関係業界からも迂回防止制度の導入の要望が出されるなか、関税率法改正による迂回防止制度の導入が進められてきた。

2. 新設された迂回防止制度の概要

迂回防止制度の核となるのは、迂回行為の範囲、課税要件、迂回製品への課税に当たっての調査(迂回防止調査)手続である。

(1) 迂回行為

迂回行為としては、以下の 3 つの類型を制度の対象とする。

- ① 第三国迂回: 対象国から第三国に輸出し第三国で加工することで原産国を変更する迂回行為
- ② 軽微変更迂回: 対象国で軽微な加工をすることで HS コードを変更する迂回行為
- ③ 輸入国迂回: 完成間際の状態での輸入し、日本で最終加工し日本産品とする迂回行為

第三国迂回および輸入国迂回については目安の数値は設けるものの、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応ができるよう、第三国または輸入国における投資の程度や生産工程の性質等も勘案するとしている。また、軽微変更迂回については、原措置の調査において調査当局が知り得た供給者との資本関係や取引実態等に鑑みて実質的に同視できる場合を含むとして、要件に幅を持たせている。

(2) 課税要件

迂回防止制度は、供給国や品目の変更等により、既存の AD 関税(以下「原 AD」という。)の課税を回避した場合、原 AD の延長または補完として、原 AD と同等の割増関税を迂回品に課す制度となっている。通常の AD 関税では、①ダンピングの有無、②国内産業への損害、③①と②の間の因果関係、④国際産業保護の必要性を発動要件としたが、迂回防止制度ではこれとは異なる課税要件を求める。具体的には、迂回類型別の個別の要件を設け、①迂回行為による輸入の事実と②当該輸入による国内産業への損害の確認等により、迂回製品を原 AD 関税の対象に含める(詳細は以下の図表を参照されたい。)

後記するとおり、手続の迅速性の観点から、迂回製品については、原 AD の正常価格より迂回製品の輸出価格が下回っている場合、ダンピングがあるとし、ダンピング・マージンの再計算は行わない。また、通常の AD 関税では、原則として少なくとも過去 3 年間の国内産業への損害に関するデータの変動を確認して、国内産業への損害を認定するが、迂回防止調査では、原則として過去 1 年分以上のデータの検証を行うとし、制度の実効性・効率性を確保するための配慮がなされている。

¹ Database of anti-dumping measures (WTO) <https://trade-remedies.wto.org/en/antidumping/measures>

² 日本の調査事例 アンチ・ダンピング関税(AD)措置(経済産業省)
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/index.html

(3) 迂回防止調査手続

迂回防止調査手続は、通常の AD 調査の期間(原則 1 年)を短縮し、迂回防止調査開始の告示から原則 10 か月以内に課税の有無についての最終決定を行うものとされている。

経済産業省は、本年 4 月 21 日、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインを改正し³、同月 24 日、迂回防止制度の申請者に向けた「不当廉売関税(アンチダンピング関税)の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して関税を課することを求める書面の作成の手引き」を公表した⁴。後者は、通常の AD 関税の申請書作成の際に参考とする「不当廉売関税(アンチダンピング関税)を課することを求める書面の作成の手引き」に対応するものであり、すでに迂回防止制度を実際に利用(申請)することが可能となっている。

II - 1. 不当廉売関税の迂回防止制度の骨格-課税要件等

- ▶ 不当廉売関税の迂回の 3 類型に関し、それぞれについての具体的な課税要件は以下のとおり。
- ▶ 迂回の事実及び損害等の事実を調査で明らかにした上で、原措置と同等の割増関税を課税。

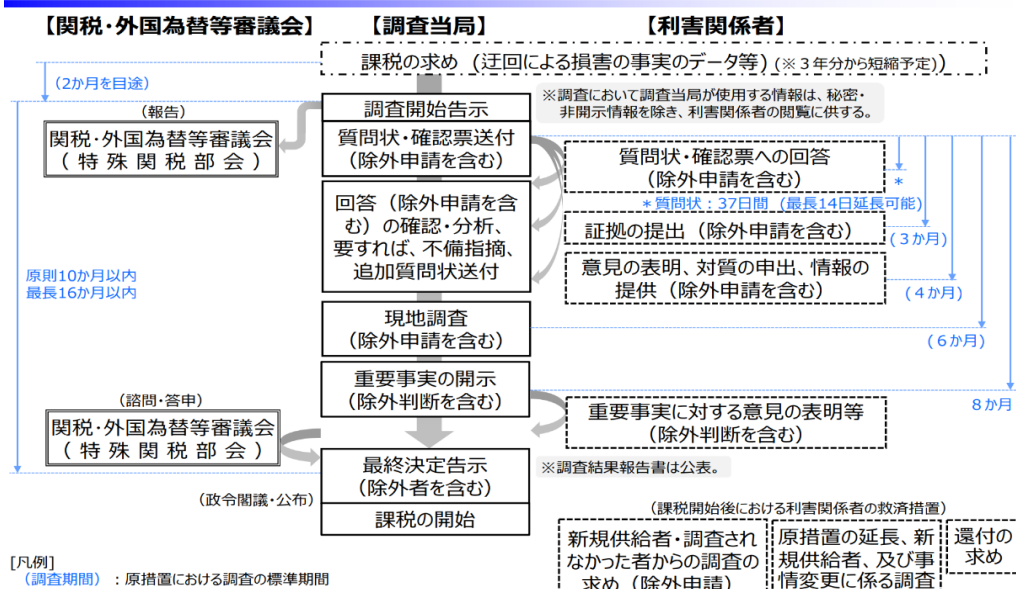
課税要件等		
【迂回の実事】		
① 貿易パターンの変化がある		
② 貨物にダンピング(注)が存在(注) 迂回品の価格が原措置対象貨物の正常価格よりも低いこと		
1 第三国迂回	2 軽微変更迂回	3 輸入国迂回
③ 原措置対象貨物が第三国から輸入されている	③ 原措置対象国から軽微変更貨物が輸入されている	③ 原措置対象貨物の部品等が原措置対象貨物の供給者(注)から輸出され、輸入国(本邦)に輸入されている
④ 貨物が第三国で最終加工されている		(注) 原措置の調査において調査当局が知り得た供給者との資本関係や取引実態等に鑑みて実質的に同視できる場合を含む
⑤ 原措置対象国産の部品等の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【目安として概ね60%以上※】		④ ③の部品等を用いて本邦で最終加工されている
⑥ 第三国での組立等により付加される価値の比重が小さい【目安として概ね25%以下※】		⑤ 原措置対象国産の部品等の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【目安として概ね60%以上※】
		⑥ 本邦での組立等により付加される価値の比重が小さい【目安として概ね25%以下※】
【損害等の事実】 ⑦ 原措置の対象産品と同種の製品の価格と(輸入)量が原措置の救済効果を損なう		
※目安の数値基準は設けつつ、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応ができるよう、投資の程度や生産工程の性質等も勘案して課税要件の充足等を判断する。		

↓

これらを満たす場合に、迂回品に対しても原措置と同等の割増関税を課税する
(迂回品に係る新たなダンピング・マージン計算は行わず、原措置の税率を適用)

【経済的正当性の欠如】 ⑧ただし、迂回が疑われる貨物の輸入が、原措置の AD 関税を免れる目的で行われたものではないとの合理的な理由が認められる(経済的正当性がある)場合には、課税の除外対象とする

II - 2. 迂回防止調査の流れ



3 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/revision/data/ad-guideline2026.pdf

4 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/petition/data/2604_AD_Circumvention_tebiki.pdf

III. 急増する少額輸入貨物への対応

上記に加え、急増する少額輸入貨物への対応として、少額輸入貨物に関連する諸制度の改正もなされた。近年、少額輸入貨物の輸入件数が 2019 年から 2024 年の間で実に約 5 倍に急増する等、税関における対応が急務となっており、急増する少額輸入貨物についても、財務省関税・外国為替審議会関税分科会の下に「少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」が設置され、対応策が議論・検討されていた⁶。今回の改正では、取りまとめられた対応策のうち、①保税業者の適正な業務運営を確保するために業務改善命令等を創設したほか、②個人使用貨物に限り課税価格を海外小売価格の 6 割にする特例を廃止することとなった。なお、①については 2026 年 6 月 1 日、②については 2028 年 4 月 1 日より施行される。

加えて、急増する少額輸入貨物に関連して、航空貨物混載業者が扱う貨物で、一定の条件に該当する貨物について認められていたマニフェストを利用した申告⁷・予備審査制の見直しも行われている⁸。こちらは法令改正を要しないため 2026 年度関税改正に含まれてはいないが、通関業者において内容に誤りがある申告が継続して行われていることを確認した場合等に、当該通関業者によるマニフェスト申告・予備審査制の利用を認めないものとする対応が、すでに本年 4 月 1 日より始まっている。

IV. その他

このほか、暫定税率等の適用期限の延長等もなされている。暫定税率とは、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正するものであって、適用期限が 2026 年 3 月 31 日となっている 412 品目のうち 404 品目は再度 1 年間の延長がなされた。また、暫定税率が無税とされていたナフサや灯油、軽油等の 8 品目については基本税率が恒久無税化された。

ナフサや灯油、軽油等の恒久無税化については、元来、国内生産で需要を賄いきれない分を輸入する産業構造が今後も中長期的に継続すると見込まれていたことに加え、2006 年度以降長らく暫定税率が無税となっていたことを背景とするもので、直近のイラン情勢等により問題となっているナフサの供給問題とは直接関係はない。しかしながら、もし暫定税率の適用期限が延長されずそのまま終了していれば、たとえばナフサであれば、2026 年 4 月 1 日以降 934 円/kl の

⁵ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20251105/kana20251105siryo3-1.pdf

⁶ 少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループにおける議論の動向については、下記記事に詳しい。

・輸入貨物に係る少額免税制度の見直しについて 下尾裕／松本拓／澤田駿(2025 年 6 月 23 日)https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20250623_ja_001/

・輸入貨物に係る少額免税制度の見直しを巡る動向—令和 8 年度税制改正大綱および令和 8 年度関税改正の答申— 下尾裕／松本拓／澤田駿(2026 年 1 月 15 日)https://www.amt-law.com/insights/newsletters/newsletter_20260115001_ja_001/

⁷ 本来、輸入者ごとに輸入申告書を作成する必要があるところ、複数の輸入者の貨物が一つの航空貨物としてまとまっている場合において、輸入申告書に輸入者に関して共通する事項を記載し、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票であるマニフェストを添付することで、一葉の輸入申告書をもって代えることができる制度。

⁸ 「マニフェスト等による輸入申告・予備審査制の見直しについて」(財務省関税局、2026 年 3 月)
<https://www.customs.go.jp/shiryo/20260310.html>

関税が課せられることになっていた⁹。そのため、2025 年度中に 2026 年度関税改正案が駆け込みで成立したことは、結果論ではあるものの、恒久無税化により事業者が毎年度末に暫定措置の帰趨に心を左右されることがなくなったということ以上に、昨今の情勢を踏まえた国益に資する改正になったと言えよう。

航空機部分品等免税制度(関税暫定措置法 4 条)および加工再輸入減税制度(関税暫定措置法 8 条、いわゆる「暫 8」。)については過去に行われた改正と同様に、適用期限が 3 年延長されている。

関税法上の反則調査手続についても 2025 年の刑事訴訟法の改正を踏まえ、デジタル化のための規定(電磁的記録提供命令等の創設、検索・差押許可状等の請求等および告発の電子化、差押目録等・調書の電子化)を整備する改正がなされた。

V. おわりに

2026 年度関税改正の概要は上記のとおりであるが、今後も法令改正を伴わない、3. (2)のような形の制度変更(運用の厳格化)がなされる可能性が存する。また、迂回防止制度については政府主導で迂回調査がなされるのか、これまでと同様に利害関係者の求めに基づいて行われるのか、どのように運用されるのか等について、法令改正に限らず、引き続き関税政策の動向を注視していく。

以上

⁹ ナフサ、灯油、軽油が基本税率に戻った場合、2024 年度の実績から試算すると関税のみで約 150 億円の追加負担が生じるとされていた。(2026 年度関税改正要望(経済産業省)「令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票(基本税率の変更)」

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/tariff_reform/fy2026/keisan/keisan01.pdf)

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 下尾 裕 (yutaka.shimoo@amt-law.com)
弁護士 高崎 直子 (naoko.takasaki@amt-law.com)
弁護士 澤田 駿 (shun.sawada@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(または本記事の一部)は商事法務 CODE にも掲載しています。